

小田原市教育委員会協議会会議録

- 1 日時 平成19年1月30日(火)午後7時23分～午後7時42分
場所 小田原市役所 議会全員協議会室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子
2番委員 青木秀夫 (教育長)
3番委員 桑原妙子
4番委員 安藤實英 (教育委員長)
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 学校教育部長 鈴木紀雄
生涯学習部長 鈴木敏
生涯学習部次長 清水清
教育政策課長 曾我勉

(事務局)

- 教育政策課教育政策担当主査 杉山博之
教育政策課主査 前島正

4 議事

(1) 報告事項

- 学校敷地内駐車場の適正化について (教育政策課)

5 議事の概要

(1) 報告事項

- 学校敷地内駐車場の適正化について (教育政策課)

教育政策課長...報告事項「学校敷地内駐車場の適正化について」御報告させていただきます。

それでは、お手元にございます資料1を御覧ください。学校敷地内の教職員等の駐車になりますが、この問題が起きたのは、社会が車社会になったこと、住民意識の変化があったこと、その中で教職員の80%の方々が現実として車通勤をしていることがあります。教職員がなぜ車通勤をしているかという、手続きをすれば公務による出張に自家用車を使用しても構わないということが大きな要因のひとつです。実際、子ども達の指導、ケガをした場合の送迎、部活動での対応などの教育活動で使用しています。その一方で公有地に自家用車を停めていることは、公有地の目的外使用であるという考え方があります。そのような中で小田原市では、この問題をどのように解決をしていくかということで、小中学校の校長、教頭、教職員組合、市管財課、教育委員会事務局が集まりまして、去年の3月になりますが、小田原市立学校職員通勤車両駐車検討協議会を立ち上げまして、10回ほど協議を行ってまいりました。この会議は、子ども達の教育に影響がでない形で解決をしていきたいという共通認識のもとに小田原市の状況を精査しながら検討してまいりました。その結果として、「基本的には学校敷地内の駐車を承認する」、「駐車に関しては駐車料金を徴収する」、「公的に使用していることを考慮し駐車料金の減免を行う」ということについて、この資料にあるとおり「学校敷地内駐車有料化の基本方針」を定めたものです。駐車料金の徴収対象となる者として、1週間の勤務時間が30時間を超える者については、全額の徴収となります。学校には様々な臨時職員、臨時用務員、臨時給食調理員等がありますが、その中で1週間の勤務時間が20時間を超え、30時間以下の者については、2分の1の徴収となり、賃金が廉価な者については配慮していこうというものです。次に基準となる料金算定ですが、(1)として「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」を基準に算出する。(2)として車両1台あたりの占有面積は、縦5m、横2mの10㎡として計算する。(3)として、各校ごと算出した金額の平均値を全校統一の駐車料金とする。

(4)として、駐車料金の改定は固定資産評価替えの翌年度(3年ごと)に行う。(5)として駐車料金は、月ごとに、学校ごとに徴収することとする、となっております。原則は条例に基づき算出することになりますが、学校における様々な理由、公務として使用している実態があることから一定規模の減免車両を設けています。小学校では児童200人に対して1台、中学校は150人に対して1台となっております。また、学校敷地内での駐車スペースなどを勘案し、標準駐車台数を設定して、その不足台数の3分の1を減免しています。そして、学校の地理的要因によって減免しています。最寄の駅から遠い学校、具体的には、千代小学校、千代中学校、下曽我小学校になります。以上のような形で料金設定をしております。徴収した駐車料金の使途でございますが、教育委員会の基本方針としては目に見える形で学校に還元したいと考えています。来年度以降になりますが、例としては「夢育(ゆめいく)学校づくり」ということで、校長権限に委ねるものして、学校の特色づくり、校長権限の拡大が期待できます。次に「花と緑いっぱいの幼稚園・学校づくり」ということで、学校の中にある花があることで、美しいものを美しいと感じる心、命あるものを大事にする心が育まれ、心の教育、不登校対策への効果が期待できます。次に「学校施設の整備」ということで、校舎のリニューアル、トイレ整備、空調設備の関係、耐震など学校施設の充実に繋がっていきます。そして、学校運営奨励金として、一生懸命頑張っている学校に対して奨励金を交付していきたいと考えています。いずれにしても、駐車料金としてお金が入ってきますので、上手に学校のために使っていきたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

山田委員...「花と緑いっぱいの幼稚園・学校づくり」の説明のときに、不登校対策の効果があると言われましたが、具体的にはどのようなことを行うのでしょうか。

教育政策課長...学校において、例えば花壇などの世話をすることによって、それを励みに学校へ登校する、また、学校がきれいになることで、学校に行く意欲が生まれるとか、季節ごとに変化する花などを見ることによって心が和

んで学校へ行くとか色々の効果があると考えています。

桑原委員...資料の1ページの1番に「臨時職員の特別の配慮」とありますが、これは学校ごとに異なる配慮なのか、ある一律の基準を定めた配慮なのでしょう。

教育政策担当主査...臨時職員の勤務時間や賃金等に基づいて一定の基準を設けて全校一律に対応することになります。具体的には、1週間の勤務時間が20時間を超え、30時間以下の場合では、時給1,000円に満たない臨時職員については配慮をしていきたいと考えています。

安藤委員長...これは、学校単位で徴収しますよね。校長先生が預っているのですか、それとも教育委員会へ入るのですか。

教育政策担当主査...市に入る形になります。

安藤委員長...市に入った場合に、そのお金は学校に対して再交付するのですか。

学校教育部長..再交付するというよりも、事前にどれくらい駐車料金が入るかという見込みをたてておきて、その額を歳入の予算に計上いたしまして、その歳入の予算に見合う額を歳出の予算として事前に計上していく形になります。

安藤委員長...校長先生の権限にもとづいて、予算が配布されるというよりは、事前の予算の中で、ということになるのですね。

学校教育部長..予算を計上するにあたっては、各学校から要望等が出てまいりますので、その内容等を検討いたしまして各学校に対して配布しております。

安藤委員長...これは、特別会計というわけではないですよ。

学校教育部長..特別会計ではありません。

横田委員...駐車料金は、具体的には1ヶ月いくら、という形で決まっているのですか。

学校教育部長..一台分が、月2,840円になります。安いのではないかというご意見もあるかと思いますが、先ほどお話したとおり固定資産の評価額をもとにして、市の条例により算定するとなっておりますので、その方法により駐車料金の算定をしております。なお、固定資産の評価額で行うと各学校で地価がまちまちではないか、ということになるのですが、これについては、協議会の中で、あの学校は高い、その学校は安い、となる

のはよくないので一律にしたほうがよいという指摘がでましたので、すべての学校を平均したものが月2,840円になります。その点については、校長会会長、また職員組合の代表者にも合意を得ております。すべての教職員、末端の教職員まですべてに理解されている、というわけではございませんが、一定の理解は得られていると考えております。

安藤委員長...私も最初は、なぜお金をとるの、と思ったこともありましたが、現在の社会情勢や他の公務員の利用状況を勘案して、高いか安いかは別にして、どこかで線を引かなければならないのしょうね。それに、その徴収した料金が子ども達に還元されればよいと思います。

青木教育長...小田原市の公的施設については、目的外使用という形になりますから、学校も例外ではないということになります。

横田委員...ちなみに、市役所の駐車場は、駐車してはいけないのですか。

学校教育部長..原則として、市の施設において個人の車を駐車してはいけないことになっています。しかしながら、特別な事情、通勤に不便、交通事情が悪いという場合には、特別に認めるという形になっています。ただし、その場合には使用料金を支払ってもらうことになります。学校の場合も、教育活動に使っている実情がありますので、特別な事情ということで許可をしたうえで使用料金をいただく形になります。

安藤委員長...学校の先生も大変だとは思いますが、このような形でまとまったのならばよろしかと思います。

それでは、その他質疑もないようですので、協議会を終了いたします。